# **Press Release**



令和7年2月18日

## 職員の処分について

## ~ 停職1月の懲戒処分を発令 ~

令和6年12月19日(木)に宮津市内のスーパーで食料品2点を窃盗した職員に対し、以下のとおり懲戒処分を発令しました。

#### <被処分者>

〇 60 代女性職員

#### <処分発令日>

〇 令和7年2月18日

### <処分内容>

〇 停職 1 月

(根拠:地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)

#### <市長コメント>

この度は、市民の信頼に関わるような非違行為があったことについて、真摯に受け止め、 被害に遭われた店舗及び市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが再び起こらないよう、綱紀保持及び服務規律並びにコンプライアンス意識の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

お問い合わせ先

総務部 / 総務課 / 職員係

TEL: 0772-45-1603